

広報えどがわ広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、広報えどがわ広告掲載取扱要綱第2条第2項に規定する基準として定めるものであり、広告掲載の可否は、この基準に基づき判断を行うものとする。

(広告全般に関する基本的な考え方)

第2条 広報えどがわに掲載する広告は、社会的に信用度の高い情報でなければならないため、広告内容及び表現は、それにふさわしい信用性と信頼性を持てるものでなければならない。

(広告審査に当たっての基本的な考え方)

第3条 広告の審査に当たっては、関係法令等の規定、区民への影響、公共性・公益性、社会通念、社会経済状況等に十分配慮した上で、行うものとする。

(広告の掲載範囲の運用解釈)

第4条 広報えどがわ広告掲載取扱要綱第2条第1項各号の運用解釈は、次のとおりとする。ただし、本運用解釈の文言のみに基づき一義的に適用するものではない。

本文	運用解釈	
	細目	具体例
(1) 広報えどがわの公共性及びその品位を損なうおそれがあるもの	広告の内容が著しく営利性を帯びるもの	投機又は射幸心を著しくあおるもの もっぱら価格を訴求して消費者の購買意欲をそそろうとするもの
	区の信用又は品位を害するおそれのあるもの	表現が虚偽や誇大で事実と異なるおそれのあるもの 利用者に財産上の損失を与えるおそれのあるもの
	区、その他の公共の機関が推奨しているかのような誤解を招くおそれのあるもの	区名等の使用及びそれと類似の表現のもの
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に係わるもの		風俗営業類似の業種のもの
(3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人的宣伝に係わるもの	個人又は法人の名刺広告及びこれに類するもの	公職選挙法に抵触するおそれのあるもの 個人の氏名を宣伝するおそれのあるもの
	政治・経済・外交・社会問題などの主義・主張に関するもの	
	布教・募金等による宗教活動に類するもの	寺社や宗教名義等を用いて行われる布教・募金広告など
	政党等の講演会等に関するもの	
(4) 公序良俗に反するもの	公序良俗に反するもの	人権侵害、差別、名誉き損のおそれのあるもの 脅迫、暴力行為等犯罪行為を示唆・誘発するおそれのあるもの
		人、団体等を中傷するもの、あるいは不快な印象を与えるもの
(5) その他広報えどがわに記載する広告として妥当でないと認められるもの	法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの	
	社会問題になっている事項に関するもの	
	その他	消費者金融に関するもの、ギャンブルに関するもの、非科学的又は迷信に類するもの、興信所・探偵事務所等、連鎖販売取引と思われるもの、債権取り立て・示談引き受けに関するもの、暴力団関係者が関与すると認められるもの、民事再生又は会社更生手続中の事業者、行政機関からの行政指導を受け改善がなされていないもの、営業の実態等を確認できないもの、社会的に不適切なものなど